

解体業許可申請書等添付書類チェックリスト

申請者名: \_\_\_\_\_

No.	申請等区分 添付書類	新規	更新	変更届								備考		
				住所 (氏名、名称 記載あり)	事業所名、所在 地	役員 (法人)	使用人	出資者等 (法人)	法定代理人 (未成年者)	標準作業書	*2 事業の用に 供する施設			
①	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	・申請者が法62条第1項第2号で定める欠格要件に該当しないことを証する書面(法文を十分に確認のこと)
②	事業の用に供する施設	◎	△		◎								◎	積替え又は保管の場所を含む
	平面図													
	立面図													
	断面図													縦断及び横断図
	構造図													
	設計計算書													処理能力を算出した根拠を示すもの
	付近の見取り図													
	公図の写し													I 施設(積替え又は保管の場所を含む)の配置を図示 II 施設(積替え又は保管の場所を含む)に係る土地及びその隣接地の地番、地目、所有者を明記したもの ※ I, II 各1部
	施設(積替え又は保管の場所を含む)の写真													全景及び主要な部分を撮影したもの(保管場所の掲示板を含む)
	保管量の上限を示す図面及び計算書													
	保管高の上限を示す図面及び計算書													屋外で容器を用いずに保管する場合
③	施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類	◎	△		◎								○	・自ら所有している場合 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうちいずれかの写し・所有権を有しない場合 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書、貸与承諾書等のうちいずれかの写し
	土地登記事項証明書													
	土地使用権原書類													土地所有者と申請者が相違する場合
	施設使用権原書類													
④	事業計画書	◎	◎											様式第1号
⑤	収支見積書	◎	◎											様式第1号
⑥	(個人)申請者の住民票の写し	○*1	○	○	○									・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。
⑦	(法人)定款又は寄附行為	○	○	○	○									
	(法人)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○		◎							・発行日より3か月以内のものに限る。
⑧	(法人)役員住民票の写し	○*1	○				◎							・発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。

No.	申請等区分 添付書類	新規	更新	変更届										備考		
				住所	(氏名、名称 代表者を含む)	事業所名、所在地	役員 (法人)	使用人	出資者等 (法人)	法 定 代 理 人 (未成年者)	標準 作 業 書	* 2 供 給 施 設	事 業 の 用 に			
⑨	(法人)出資者等(個人)の出資金額記載書類と住民票の写し	○*1	○													発行日より3か月以内のものに限る。
	(法人)出資者等(法人)の出資金額記載書類と登記事項証明書	○*1	○													発行日より3か月以内のものに限る。
⑩	使用人の住民票の写し	○*1	○						◎							・使用人がある場合 ・発行日より3か月以内のものに限る。
⑪	(法定代理人が個人)	○*1	○									○				発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。
	住民票の写し															
⑫	(法定代理人が法人)	○*1	○									○*3				発行日より3か月以内のものに限る。 ・住民票の写しは、本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。
	定款又は寄附行為 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し 当該法人の役員の住民票の写し															
⑬	標準作業書	○	○									○	○		申請書等に記載できない場合等には別添で添付	
⑭	許可証の写し	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	更新許可申請時、許可証の書換が必要な変更届時には許可証交付時に書換前の通知書の原本が必要	
⑮	本県のその他の登録通知書及び許可証の写し	○	○													・引取業・フロン類回収業登録、破砕業許可の該当ある場合は添付
⑯	本県の廃棄物処理法の許可証等の写し	○	○													・該当ある場合は添付(処理施設の設置許可及び使用前検査確認通知書を含む)
⑰	本籍等の記載一覧	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎					別添2

**\* 申請手数料(静岡県収入証紙):新規(78,000円)、更新(70,000円)、変更届(無料)**

◎:必ず添付が必要な書類

○:該当すれば、添付が必要な書類

△:更新申請時に変更がない場合、添付を省略できる書類

\*1 下記1の条件を満たした破砕業、下記1、2の条件を満たした廃棄物処理法の産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の提出により添付書類全部又は一部を省略できているが、本県においては、省略できないものとする。

- 破砕業、廃棄物処理法収集運搬業・処分業を、添付書類を省略しないで許可を受けたもの。
- 廃棄物処理法の許可においては、平成12年4月以降に許可を受けた者であって、許可日より5年を経過していないもの。

\*2 保管場所、解体作業場、油水分離槽など

\*3 当該法人の役員に関する事項に変更がないときには、当該法人の役員の住民票の写しの添付は不要とする。

\* ①～⑬は、省令で規定されている添付書類

\* 「標準作業書」の変更については、変更届で対応となるが、届出の記載内容により足りる場合は「標準作業書」添付は不要とする。

(注) 複数の申請等を同時に行う場合、添付書類のうち共通するものについては、それらの申請のうちの一つに添付されていれば、他の申請については省略できる。ただし、登録、許可事務を行う機関が異なる場合は、省略することはできない。省略する場合、別添3『添付書類省略理由書』を添付する。